

國學院大學學術情報リポジトリ

中世伊達氏の信仰とその社寺法

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001055

中世伊達氏の信仰とその社寺法

小林 宏

目次

はしがき

一 伊達氏の神祇信仰

二 伊達氏の仏教信仰

三 伊達氏社寺法の特徴

はしがき

本稿に於いて取り扱う中世伊達氏とは、概ね、初代朝宗時代から第十五代晴宗時代まで、即ち、鎌倉時代初期から戦国時代までの期間である。我が中世は神仏習合の時代であったから、神祇信仰と仏教信仰とを厳密に区別することは出来ない訳であるが、叙述の都合から一応両者に分け、最初に伊達氏の神祇信仰を、次に仏教信仰を考察し、最後にその社寺法の特徴についてふれることとする。なお便宜上、熊野信仰は神祇信仰の部に入れることにした。

一 伊達氏の神祇信仰

伊達氏の神祇信仰の主たるものは八幡信仰であった。しかも、その信仰は由来頗る古く、初代朝宗時代にまで遡る。朝宗は文治五年八月、頼朝に随従して平泉征伐に参加し、伊達郡石那坂の一戦で大功をたて、よって伊達郡を賜わり、同年冬、常陸から当地に内部して居城を同郡高子岡に築いたが、その際、城辺に鎌倉の鶴岡八幡宮を勧請して、これを亀岡八幡宮と称した（伊達正統世次考一の四・八頁、以下、世次考と略称する）。現在、仙台にも亀岡八幡宮が存するが、これ即ち、伊達氏がその居城を遷すに伴って、同社をも転々と奉遷した結果である。徳川時代、伊達綱村によつて編纂された前記世次考には、「勸請鎌倉鶴岡八幡宮於高子城辺亀岡」とあつて、右の亀岡は高子城辺の地名と考えられるが、この亀岡なる地名は八幡勧請以前からそのように称されたものではなく、鎌倉の「鶴岡」に対する伊達の「亀岡」として、伊達氏によつて始めて称されたものではなからうか。さすれば「亀岡」は現今の呼称である。「かめをか」ではなく、当初は「かめがをか」と呼ばれていたのかも知れない。それは兎も角としても、伊達氏が鎌倉の鶴岡八幡宮に匹敵するだけの社祠を領内に建設しようとした気概が右の名称から察知出来るように思われ、伊達氏の八幡信仰が異常なものであったことが先ず窺われるのである。第三代義広が居城を高子岡から栗野大館に遷した時も、同社を奉遷し（世次考一の一六頁）、信夫郡大仏城に挾つて足利持氏に抗した第十一代持宗が大仏城焼亡により居城を伊達郡梁川に遷した時も、同社を奉遷している（同上一の六〇頁、応永三十三年）。そして戦国時代、伊達領に於ける諸社の中で最も隆盛をみたのが、この梁川八幡であった。梁川が伊達氏の居城としてほぼ定着化したのは持宗以後のようであり、その子、第十二代成宗の代には仙北の大名、大崎義兼が内乱によつて梁川に亡命しているから（同上二の九頁、長享二年）、成宗も梁川に住したとみて先ず誤りない。第十三代尚宗は不明であるが、第十四代

植宗は天文元年、亀岡八幡を梁川から伊達郡桑折の西山に遷したと記録にみえるから（同上二の三九頁）、天文元年以前、植宗も梁川を居城としていたのである。従って、梁川八幡は伊達氏が梁川を居城とした応永三十三年から天文元年の約百年間、即ち持宗、成宗、尚宗、植宗の四代にわたって崇敬されたことになる。但し、天文五年の塵芥集制定当時には、すでに西山に八幡社が造営されていたのであるから、塵芥集起請文中の「たうしや八幡大弁」は西山八幡とみてよいであろう。それでは、梁川八幡は植宗がその居城を西山に遷してから衰微したかと言えば、そうは考えられず、植宗は天文五年六月三日、徳江次郎左衛門宛に「梁川八幡霞、雖無先例ニ、此度新奇ニ仕著候間、八ヶ村付可被申候」（大日本古文書 伊達家文書之十、三三二二号、植宗証状写、以下、号数を示す史料は何れも伊達家文書所収のものである）と命じているから、同社は依然伊達氏によって厚く保護されていた。又、植宗が天文五年四月、即ち塵芥集制定当時、西山城に在ったことは塵芥集第七一条により明白であるが、その後、天文十一年六月、即ち、伊達家天文の乱の勃発当時はすでに西山城に嫡子晴宗を入れ、自らは再び梁川城に住していたから（同上三の二頁）、梁川は再び伊達氏的首都となり、従って、梁川八幡も往時の隆盛を取り戻したのであろう。天文七年の御段錢古帳（仙台市博物館所蔵）には、伊達郡西根の西成田、湯村、大枝の段錢五十三貫余の中、計二貫四百五十文が「やわた」分として計上されている。この「やわた」が梁川八幡か、又、西山八幡かは不明であるが、その何れかであることは間違いない。植宗が天文の乱後、即ち、天文十七年に政権を晴宗に譲って隠棲した伊具郡丸森村にも八幡社があった。安永八年三月の伊具郡丸森村風土記御用書出（『宮城県史23』所収）によると、それには「一八幡社 一小名六角 往古伊達乃亀岡八幡を御引移被成置候節、此所御旅宮ニ罷成候ニ付、勧請仕候由、申伝候処、年月相知不申候云々」とあって、この八幡社は伊達郡の亀岡八幡を勧請せる際の御旅所であった。さすれば、亀岡八幡を丸森の地に勧請せる人物も、上述の伊達歴代の例からみて、丸森城に隠棲した植宗であったと推断して間違いないであろう。第十五代

晴宗にも八幡信仰の存したことは、天文十年四月二十六日付の晴宗宛田村隆顕起請文（一八一号）に「別御当所八幡大芥」とあることから推察されるが、天文十七年、約六年間続いた植宗、晴宗父子の内訌が終結をみて、西山城が毀没され、晴宗が政權を執って、その居城を羽州置賜郡米沢に遷した後も、梁川は伊達郡に於ける伊達氏の最も有力な支城であったから（晴宗公采地下賜録所収の大枝左衛門宛判書には、上長井庄小野川の在家二間の年貢を「やな川たてへ御とりつき候へく候」とある）、梁川八幡も亦退転することなく存続したものとみてよい。晴宗公采地下賜録（以下、采地下賜録と略称する）所収の小梁川尾張守宛判書には、伊達郡東根小梁川郷の「やハた御神領」等を除いて同郷が、又、萱場左馬助宛判書には、伊達郡西根五十沢郷の「八幡御神領」等を除いて同郷が、夫々両氏に与えられているが、右の八幡御神領は恐らく梁川八幡宮領であろう。一方、植宗が天文元年、梁川から勸請した西山八幡は西山城が毀没されて以来、衰頹の一途を辿り、社殿も廃頹し、崇敬する者も稀となったので、第十六代輝宗は永祿十年十一月、同社を再び梁川に遷さんとし、その祭典を行う為に西山八幡の宝殿造営を計劃し、一家には二百匹、一族には百匹の奉加錢を賦課した。そして、四年後の元龜二年十一月には、西山八幡の宝殿を落成している（性山公治家記録）。ここにも、伊達氏の八幡信仰の強固な一面を窺うことが出来ると共に、伊達氏が米沢に居城を遷してから後も、梁川八幡の依然繁栄したことが推察されるのである。

以上は伊達氏が伊達郡移住当初から關係を有した亀岡八幡であるが、同氏がかなり古くから信仰した八幡社に、もう一つ置賜郡、成島庄の成島八幡宮がある。同八幡は鎌倉時代、当地方を領していた長井氏によって、すでに崇敬を受けていた神社であって、その棟札によれば、正安二年六月、長井宗秀がその社祠を修造し、下って南北朝時代、即ち、貞和四年八月にも長井時春が同社を造営している。しかるに伊達氏第八代宗遠は長井道広を攻めて、その領地長井庄を占領した（世次考一の三七頁）。宗遠の長井攻略の年代は不明であるが、康暦二年に石田左京亮は宗遠によっ

て長井庄の地が給せられているから(同上の一の三八頁)、概ねその頃であろう。その三年後、即ち永徳三年六月に宗遠は成島八幡宮の社殿を造立しているのである(同社棟札)。従って、同社は伊達氏が長井氏を滅ぼすと同時に、長井氏に代った伊達氏によっても信仰されたことが分る。以後、伊達家歴代の当主はこの成島八幡をも保護し、文明十年十月には成宗が社檀一字を造立して遷宮式を挙げ、明応二年八月には尚宗が同社遷宮式を行い、更に、天文二十二年五月には晴宗が同社宝殿を修葺し、その時の奉行には晴宗政権の執政、中野宗時が当っている(以上、同社棟札)。かくして成島八幡は晴宗がその居城を米沢に遷して以来、伊達氏によって益々崇敬されるに至った。従って、晴宗の父種宗によっても同社が信仰されていたことは察するに難くなく、前記御段銭古帳の屋代庄の部にある「一仁十四貫此内仁貫文やわた殿へ引六百文 和田北かた」の「やわた殿」は段銭を上納せる郷村の地理的位置から推察して、この成島八幡宮であろう。

以上が伊達氏の八幡信仰の概略であるが、同氏には熊野信仰にもみるべきものがあつた。我が中世に於いて、熊野信仰が異常な隆盛をみたことについては、今更喋々するまでもないことであるが、東北武士団の間にも、それは次第に滲透して、熊野堂をその居館周辺に勧請する者が多くなり、熊野参詣も頻りに流行するに至った。伊達氏も亦その例にもれず、歴代の当主が熊野信仰に篤かったことは諸史料に散見される処である。伊達氏に於けるその初見は、恐らく応永十三年七月晦日、名取熊野堂衆徒中であつた第九代政宗の三箇条の事書(名取熊野堂文書)であろう。その第一条と第三条には祈禱の精誠と宮中の修理とが懈怠なきよう命じられているが、その第二条には「一公方之御成敗之外仁、於当社之領中、為私致沙汰輩於出来者、不移時、罰文以、衆徒中同心ニ可被捧注進候、更以不可有許容也」とあつて、ここに名取熊野堂に対する伊達氏の強力な統制と保護とが認められるのである。右の名取熊野堂は鳥羽天皇の保安四年に熊野三社に模して、本宮、新宮、那智の三社をこの地に勧請したのがその起りであるといひ、特に新宮は交通の要衝に当る地にあつた為、南北朝時代から武家方によって庇護を受け、神領の課役免除や造営関の許可が

与えられた、いわば当地方に於ける名祠の一つであった。⁽¹⁾ 前記事書は伊達氏の版図が政宗時代、その根拠地たる信達地方から名取地方にまで伸張したことを示すと共に、又、伊達氏の熊野信仰が強固なものであったことを物語るものである。第十一代持宗が遠路上京を敢行したことは、臥雲日件録の寛正五年四月十五日の記事によって明かであるが、それには「伊達參熊野伊勢、因入京、聖寿院与之面会、歳五十七矣」とあって、その上京も実は熊野伊勢參詣が主たる目的であった。しかも持宗は前記名取熊野堂に梵鐘一口を寄進しているから（世次考一の六一頁）、持宗が熊野信仰に篤かったことは疑いない。持宗の子、第十二代成宗も、文明十五年十月に上洛しているが、その時あわせて伊勢參詣を行っている（四七号、成宗上洛日記写）。その伊勢參詣の案内役を勤めたのが、置賜郡長井庄の山伏河内先達であったから、成宗も熊野修驗道と關係を有していたのであろう。次に第十四代植宗は如何であろうか。仙道の大名、田村隆頭が植宗の嫡子晴宗にあてた前記天文十年の起請文には、「日本国中大少之神祇、殊、熊野三社云々」とあり、又、仙北の大名、大崎義宣が植宗にあてた同十二年六月十六日の起請文（一六四号）にも、「日本国中大小神祇、殊者熊野三所権現云々」とあって、両氏には共に熊野権現への帰崇の念が認められるが、天文五年の塵芥集起請文には、「別而しほかまの大明神、たうしや八幡大井、まりしそん天、天満大自在天神」とあるのみで、熊野権現は現れていない。しかし、植宗にも熊野信仰が存したことは、例えば、前記名取熊野堂に対して永正十一年四月二十三日に同社領の棟役田錢を免除していることから窺われる（名取熊野堂文書）。植宗は大永三年、多年待望していた陸奥国守護職を幕府から漸く獲得するに至ったが、この植宗の悲願成就に蔭で尽力したのが、在京の政商、坂東屋こと富松氏久であった。⁽²⁾ 処で、この坂東屋が熊野新宮領であった陸奥田村庄の熊野先達と密接な關係を有したことを示す二、三の史料がある。即ち、青山文書（『福島県史7』所収）の祐玄熊野先達代官職預請文（永享二年九月十七日）、乗々院役者連署奉書（康正二年十月一日）、小祭寛清先達職売券（大永五年九月二十一日）等である。第一の

文書からは田村大藏の先達代官祐玄が坂東屋に対して代官職を質入れして流し、その預を留保していること、第二の文書からは田村庄司遠末一家の先達職が坂東屋に譲渡されていること、第三の文書からは小祭寛清の先達職売却について坂東屋が請人となっていることが夫々明白である。即ち、以上の史料から坂東屋も熊野先達について一役買っていることが分るのであり、坂東屋が伊達歴代や植宗と緊密な関係を有するに至ったのは、熊野信仰がその媒介を勤めていたと臆測することも出来よう。更に、植宗は天文三年、その子清三郎をして伊達郡岡村の山伏極楽院へ入嗣せしめている（世次考二の四〇頁）。これも或いは植宗と熊野修験宗との関係によるものかも知れない。植宗の子、第十五代晴宗には熊野信仰の証跡、一層歴然たるものがある。天文二十二年一月十七日の采地下賜録には、熊野別当宛に上長井庄尾長島の熊野神領が「前々のことく」寄進され、又、上長井庄桐原の熊野先達にも、同地の居屋敷、手作地がそのまま安堵されている。更に晴宗は弘治三年二月十七日、伊具郡木沼の宗畔院に対し、「今般之弓箭本意付而、任宿願、熊野権現、奉寄進」として在家二間を寄進しているが（宗畔院文書）、宗畔院は修験道本山派の大先達として南北朝時代、特に活躍した著名な寺院であった。右の寄進状は晴宗が相馬氏との合戦に際し、当院内の熊野社に対して必勝の祈願をかけ、その宿願が果された時のものである。なお、天文十八年極月一日の熊野檀那交名（米良文書）には、「陸奥伊達の住在地、出羽之内上長井庄米沢」として、「中野常陸介宗時」と「大塚左近将監繩頼」の兩名が現れている。両者は植宗以来の伊達家の重臣であり、特に中野宗時は塵芥集起請文に、その名を連ねている伊達家評定衆の一人であって、共に当時成立したばかりの晴宗政権を担う実力者であった。両者が熊野檀那として、その交名に記されていることも、当時の伊達領に熊野信仰が如何に強く滲透していたかを推察せしめるに足るであろう。

- (1) 豊田武「東北中世の修験道とその史料」『東北文化研究室紀要』第四集

(2) 坂東屋に関しては、拙稿「塵芥集に於ける『塵芥』の意義について」『法学論叢』第七卷第四号参照。

二 伊達氏の仏教信仰

次に伊達氏の仏教信仰であるが、それには何よりも先ず禪宗が挙げられねばならない。伊達氏と禪宗との関係も遠く第四代政依の時代（安貞元年～正安三年）に遡る。政依は伊達家の菩提寺として満勝、光明、観音、東昌、光福(五)の五箇寺を創建した。即ち、満勝寺は曾祖父朝宗の、光明寺は朝宗の室結城氏の、観音寺は父義広の、東昌寺は自分の菩提の為に、夫々建立したものである（世次考一の二三頁）。満勝寺の開基は仏智であるが、仏智は即ち円爾弁円門下の逸材にして東福寺第五世たる山叟慧雲であって、正嘉二年に渡宋し、文永五年に帰国した人物である。仏智禪師伝（統群書類従 第九輯上所収）には「奥州信士創寺曰勝満、聞雲道望、延之主位、雲拒之、請弥固、已而至、信士耳雲之提唱、生大欣慰、又建東昌寺而権之、以故雲棲奥者遇十稔矣、永仁乙未、東福闕主席、藤丞相忠教、論釣旨於東昌、其命嚴懇不獲免、春三月入寺」とあるから、慧雲が当地方に化門を張って、東昌、満勝の両刹を開き、その法幢を樹立したのは正応の前後約十年にわたる時期であった。慧雲の属した臨濟禪の一派は右にみる如く京都東福寺を中心とした聖一派であり、同派は北条時頼や同時宗等の幕府為政者が帰依した大覚派や仏光派の如き宋朝風の純粹禪ではなく、天台、真言的な宗風を擁する兼密禪的な性格を有するものであった。ここに伊達氏のもつ信仰の特色が窺われるが、由来、鎌倉時代を通じて奥羽地方に於ける禪宗の發展は甚だ微弱なものであり、曹洞禪は全くその足跡を遺さず、五山派臨濟禪も亦、関東、東海、近畿、北九州に比べて、まことに寥々たる存在であった。即ち、陸前松島の円福寺を除けば、当地方の禪宗寺院は殆ど警城、岩代の要地に限られ、すべて十数箇寺にも満たないものであり、それを庇護せる大領主も伊達氏の外には会津の芦名氏あるのみであった。⁽¹⁾ 臨濟禪が奥羽地方に伸長しなかった理由は、

当地方が強力な政治、文化の中心を去ること遠く、まだ辺境の地であり、従って、臨濟禪の布教の対象となる貴族性を有した武士が少なかったことによるものであろう。かかる事態にあって、伊達氏がいち早く禪宗に帰依し、積極的に禪宗文化を摂取しようとしたその意欲は頗る注目に値するものがあり、就中、政依が建立せる前記五箇寺は京都五山の模倣であって、ここに我々は伊達氏の当地方に於ける強大なる勢威とその貴族化の端緒とを察知することが出来るよう。

さて、その後の伊達領に於ける禪宗寺院の消長であるが、鎌倉時代に創建された右の五箇寺は室町時代に入っても依然隆盛を示した。即ち、前記臥雲日件録の寛正五年四月十五日条は、当時伊達持宗が上洛したことに因んで、その家柄を記し、次いで「郡中寺菴三百余有之、就中東生寺以下凡五ヶ寺、皆為韶陽門徒、伊達為之旦那、東生乃衆二百人、其余或百人乃至五六十人也、往東生者披黄衣云々」と述べている。もし右の一文がそのまま事実を伝えているものとすれば、ここに「韶陽門徒」とあるからには、これは相模最乗寺二世、韶陽以遠の勢力がその後、伊達氏の禪宗に入ったことを意味するものである。なお、最乗寺流は室町後期、関八州より次第に北上して、やがて白河関を越え、磐城、岩代方面に向って最も強靱なる教線を扶殖しつつあった曹洞禪の一派であった。政依の創建せる五箇寺の中、満勝、東昌、光明の三箇寺はその後の史料にも散見され、例えば満勝寺は成宗の代、即ち、文明八年十月十四日に棟別銭を永代免除され、「当寺者屋形以下一族中所来至、不可准余寺也」という別格の扱いを受けている（世次考二の一頁）。東昌寺が持宗の代に寺衆二百人を擁して、五箇寺の中、最も隆盛をみたことは前記臥雲日件録の記事から窺われるが、更に塵芥集を制定せる植宗と同寺との関係も深く、その子、大有康甫は東昌寺住持として活躍している（世次考三の四八頁）。なお、采地下賜録所収の小梁川尾張守宛判書には、伊達郡小梁川郷内の東昌寺領が除外されて同氏に宛行われて居り、天正二年の伊達輝宗日記（二九二号）、天正十二年の伊達輝宗正月行事（三一九号）等

にも、東昌寺が伊達氏の種々なる行事に参与していることが認められるから、同寺は天文の乱後も依然伊達氏によって大なる庇護を受け、中世末に至るまで、その地位に変動はなかったのである。次に光明寺についてであるが、天文の乱中、即ち天文十三年閏十一月二十八日、種宗は判書を支倉新右兵衛に与えて、刈田庄小紫郷内の光明寺分在家二軒を宛行っている（世次考三の一七頁）。又、采地下賜録によると、光明寺は乱後改めて寺領を返付され、天文十一年六月迄の知行を安堵されているが、その中、信夫郡土船、同荒井、伊達郡大枝、柴田郡日寺（新）の四箇所は除外されている（光明寺宛判書）。一方、采地下賜録所収の他の知行宛行状をみると、右の伊達氏によって安堵をはずされた旧光明寺領の中、大枝の地は大石備後に給され（大石備後宛判書）、又、日寺の地は養雲寺に寄進されている（養雲寺宛判書）。このように光明寺領に乱以前と乱以後とに於いて、やや変動がみられるのは、同寺が天文の乱の渦中に捲き込まれ、その結果、晴宗政権によって寺領を若干削減されたことによるものであろう。内乱終結の直前、即ち天文十七年五月九日、晴宗党はその根拠地、刈田郡白石から出兵して、種宗党の守る光明寺を攻撃している記事が世次考（三の四頁）にみえて居り、又、晴宗と輝宗との不和が伝えられた永祿五年六月七日、晴宗は輝宗に対して毛頭異志なき旨、宝印を翻して誓約しているが、両者の媒介役として、それを輝宗に伝えたのも、光明寺の僧侶であった（世次考三の七二頁）。即ち、光明寺は政治的な面にも活動していたようである。

前記五箇寺の外に、伊達歴代の建立した寺院に如何なるものがあったであろうか。第十代氏宗は刈田郡湯原に鹿苑山東光寺を創建している（同上の一五四頁）。右の「鹿苑山」という山号は輪王開基蘭庭禪尼伝（曹洞宗全書 拾遺所収）によれば、次のようないわれがある。即ち、禪尼は第九代政宗の室であって、氏宗の母であった。その父は石清水善法寺通清法印であって、その姉は將軍足利義詮の側室として義満を生んだから、義満にとって禪尼は叔母に当る訳であった。従って、義満が將軍職につくと、かかる姻戚関係から伊達氏と特に親密となり、「鹿苑山」なる山号

も義満の命ずる処であったという。なお、前掲史料には、同寺は「洞宗而米沢高玉瑞竜院之末山也」とあるが、瑞竜院は氏宗の子、持宗によって創建されたものであるから（後述）、後にその末寺となったものであろう。東光寺は采地下賜録によれば、下長井荒砥の寺領が除かれた外、天文十一年六月までの寺領が安堵され、且つ百姓の押領せる旧寺領や浜田伊豆、守屋伊賀兩人に売却した旧寺領も返還され、寺家門前の棟役諸公事の免許も安堵されているから、戦国時代に於いても、伊達氏の菩提寺の一つとして別格な扱いを受けていたことが窺われる。

第十一代持宗は関東管領足利持氏に抗して、伊達氏の勢威を領国内外に轟かせた驍将であるが、一方、伊達宗教史の上にも逸することの出来ない人物である。持宗が梁川八幡宮を造営し、又、熊野信仰に篤かったことは前述の通りであるが、禅宗にも深く帰依して有名な二つの寺院を建立した。即ち、輪王寺と瑞竜院である。輪王寺については、今日、金剛宝山輪王禅寺記及び輪王系譜（共に曹洞宗全書 拾遺所収）が伝わっているから、その大体の全貌を知ることが出来る。即ち、当山は持宗が祖母蘭庭禅尼の所願によって、嘉吉元年、伊達郡梁川に於いて創建せる名刹であり、太菴梵守を請うてその開山祖とした。時に將軍義教の奏によって後花園天皇の宸筆の額を賜わり、金剛宝山輪王禅寺と号したが、これ即ち、禅尼が前述の如く足利義満の外叔母であったという関係によるものである。後、伊達氏が居を遷すに従って、同寺も梁川から西山、米沢、会津、岩手山、仙台というように転々と移建された（輪王禅寺記）。さて、鎌倉時代、奥羽に於いては禅宗の勢力殆ど振わず、僅かに臨済宗東福寺派の足跡が認められる程度であったことはすでに述べたが、室町時代に入るや、当地方に於ける禅僧の活躍はめざましいものがあり、特に曹洞禅は能登方面から裏日本を北進して、越後、羽前に出で、更に奥羽山脈を東に越えて奥羽各地に蔓延するに至った。即ち、文永、建治年中、越前永平寺から加賀大乗寺に北進の拠点を定め、更に鎌倉末期には能登永光寺、総持寺を中心として加越能三国に最も強靱なる教線を扶殖した曹洞宗は応永の初め、海路長駆して越後東北隅の岩船郡杜沢に耕雲寺を

開創した。この耕雲寺は梅山闇本下の一人、傑堂能勝の開いた名刹であって、後世この地方に於ける洞門の僧録所として門末七百数十箇寺を統ぶる一大勢力の拠点となったものである。(と)而して、この耕雲寺流大源派は当時、伊達氏の信仰に大いに関係する処があった。即ち、輪王系譜によれば、輪王寺の開祖、大菴梵守は大和高市郡の人であって、持宗がその盛徳を聞いて嘉吉元年、輪王の始祖と為したものであるが、文明三年五月には輪王の席をその弟子極堂宗三(伊達郡の人)に譲って、自らは越後耕雲寺に住し、徳嶽宗欽の後をついで耕雲第六世となった。ここに輪王寺は耕雲寺の末山となるのである。又、梵守は輪王寺の外に、伊達郡梁川に於いて常永寺を開いたが、これも耕雲寺を本山とした。極堂宗三の後をうけて輪王第三世になったのは、有名な天初薬源である。薬源は持宗の五男であって、性敏利淡薄、明応七年九月、輪王第三世となるや、嘗々として寺門の繁栄に尽くし、同寺をして伊達領内の曹洞宗僧録職たらしめた。後の輪王寺の隆盛の基を築いたのは実にこの薬源の力による処が大であった。而して薬源も亦、永正十八年三月、大光元可にその席を譲って、越後の耕雲寺に移住し、周剛宗嚴の法嗣となった。後、耕雲寺を退いてからは、輪王寺の側に菴を結んで不照軒と号し、大永四年没したという。なお、薬源の開いた寺院には、黒川郡大松沢の長全寺(輪王寺末山)と名取郡増田の耕隆寺(耕雲寺末山)等がある。因みに、長全寺は前記天正二年の伊達輝宗日記や天正十二年の輝宗正月行事に屢々現れる「ちやうせんし」(名取(郡))であろうし、耕隆寺は天文二十二年の采地下賜録にみえる「名取高隆寺分」(中野常陸介宛判書)や「なとりまし田の内、かうりやう寺分」(大河原助九郎宛判書)と同一の寺院であろう。その後も輪王寺は伊達氏の外護が最も厚かったようであり、種宗は永正十一年四月、上長井庄矢之目郷内の地を同寺に寄進しており(世次考二の二三頁)、前記輪王寺記にも「伊達氏所寄附于当山之香華田、往古者未知其多少、其黒印等或回祿或紛散、而存于今者、左京大夫種宗君之寄附状兩通而已」と記している。なお、采地下賜録所載の山岸れいちやう丸同なかとの女宛晴宗判書によれば、前記矢之目郷内の地が「尚宗、種宗判形の如く」

同寺に寄進され、又、輪王寺宛判書によれば、伊具庄毛萱及び上長井庄李山の地が同寺に安堵されている。天正十二年の前記輝宗正月行事にも輪王寺の名が現れている。次に、輪王寺の外に持宗が創立したもう一つの寺院、瑞竜院は羽州上長井庄高玉村にあって、その創立年代は享徳二年であるという（瑞竜院記録）。開基は物外性応であるが、性応は日本洞上聯灯録（第五）によれば、今川了俊の創建せる遠州海蔵寺の始祖であり、晩年行化して羽州高玉に到り、ここに一院を創めた。同院の二世は実菴祥禪であり性応の法嗣として初め総持寺に出世したが、後、性応の後をついで瑞竜院二世となった。洞上聯灯録（巻六）には「堂屋老弊已甚、未暮年百廢俱修」とあるから、瑞竜院の復興に尽力せる人物であった。

第十三代尚宗は永正年中、父成宗の菩提をとむらって伊達郡西山城北の松箇蔵に五峰山松音寺を創建した（世次考二の一三頁）。この松音寺については、輪王系譜の二世極堂宗三の項に、「心宗伝和尚者、師之旁（宗三）出法嗣也、心宗曾參師得法之後、瀬上氏開統禪寺於奥州伊達郡大笹生、而堅請之、心宗住彼、乃以師稱開山祖、盛唱家風、蓋是明応七年戊午也、於其心宗之下、而出洞觀山松音寺等之末山也、開松音者誰也、統禪四世孫的全乍也、按夫自統禪一脈分於松音、以下末流益競、且原松音之草創、則永正年中伊達氏大膳大夫藤原尚宗朝臣、為其父兵部少輔成宗朝臣法名栖竜院殿瓊巖致居士菩提、所營建也」とあるから、同寺は輪王二世宗三の法嗣心宗が瀬上氏の援護によって開いた統禪寺の末寺であって、結局、輪王寺の法灯を受け継いだ寺院であった。天文の乱後、植宗が伊具郡丸森に隱棲して、永祿八年に没した時も、その遺骸は丸森の松音寺に葬られたというから（世次考三の四六頁）、同寺は植宗の丸森移住に伴って同地に移建されたものであろう。采地下賜録では、松木内記には刈田郡三沢の地が、又、安積金七郎には伊達郡内谷の地が夫々給されているが（松木・安積宛判書）、共に松音寺への寄進地は除外されている。右の松音寺の外に、尚宗が建立した寺院に昌伝庵がある。同庵は尚宗が六歳で天死した我が子久松丸の為に建てたものであるが（世

次考二の五二頁)、種宗も八歳で夭死した我が子玄蕃丸の為に、同庵に十五貫余の信夫郡の地を寄進している(一四五号、天文八・五・二十九、種宗寄進状案)。前記天正の輝宗日記及び輝宗正月行事にも、松音寺、正伝庵の名が現れている。

以上が伊達氏の菩提寺関係の寺院であるが、更に伊達氏とゆかりの深い寺院に羽州屋代庄夏苺の資福寺がある。資福寺が豪族領主層にも匹敵する領内随一の大寺院であったことは、永正十八年四月二日、種宗から屋代庄佐沢郷内の土地の安堵を受けると共に、総成敗³に任命されていることから察せられる(世次考二の三一頁)。なお、采地下賜録に於いても、同寺は門前を始めとして寺領の諸公事、棟役、田銭免許の安堵を受け、弘治三年五月八日には晴宗の判書を賜わって、伊具庄老ヶ崎郷の西光寺分を安堵され、且つ門前守護不入を許されている(世次考三の六二頁)。このように資福寺は他の寺院とやや異って、総成敗や守護不入を許された大領主的存在であったが、伊達氏と対立するものではなく、むしろ親密な関係を保ち、同氏の為に政治的、外交的、文化的役割を演じた。即ち、大永二年、同寺の住持某は種宗の為に上洛して、將軍義晴とよしみを通じ、種宗の陸奥國守護職補任に奔走した(一〇一号、大永二・十二・七、新開宗源奉書等)。前記輝宗日記の天正二年三月二十四日条にも「資福寺へ詩指越候。」とあり、又、九月十三日条にも「田村への使、資福寺を申付候。」とある。恐らく資福寺は五山系の禪宗寺院ではないかと思われるが、現資福寺址には第十六代輝宗夫妻の墳墓が遺っているというから、後、伊達氏の菩提寺となったものであろう。

種宗が伊達氏に及ぼした文化的影響を如実に示すものとして、伊達郡梁川城址と伊具郡丸森城址との両庭園址も亦忘れてはならぬものである。梁川城の庭園は俗にいう心字池を中心として、背後に築山を有する廻遊式の林泉であつて、惜しむらくはその破壊の程度が甚だしいが、現在その一部が遺されている。梁川城は高さ平地より九丈余、東西四十間、南北六十間の広大な地域を占め、前述の如く代々伊達氏が居住し、後、慶長三年、上杉氏の入部と共にその

家臣須田長義が信州須坂から此処に移ったが、寛文四年、上杉氏削封の際に廃城となった。⁽⁵⁾しかし、現存の庭園址は明かに伊達氏時代の遺構と云ってよいであろう。丸森城は天文の乱後十七年間、種宗が隠棲した処であり、現今では人跡稀な避遠の地と化しているが、高さ十五丈余、南北二十間、東西十間の二の丸趾（前記伊具郡丸森村風土記御用書出）には、雄勁な石組が苔むしたまま雑草に覆われて遺っている。これ即ち、明かに枯山水の庭園の遺構である。丸森城は天正十四年九月、政宗によって黒木宗俊に与えられ（貞山公治家記録）、後、高野兼高の居城となり、更に慶長六年には大条実頼が拝領したという（前記御用書出）。しかし、かかる庭園を築造した人物は種宗以外にはなかったといっても誤りないであろう。右の二城址の庭園の遺構は幽邃にして閑寂な京都禅宗寺院の庭園の様式と軌を一にするものであり、ここに我々は禅宗の伊達氏に及ぼせる文化的影響の一端を窺うことが出来る。

以上、伊達歴代の当主と禅宗との交流を概観して来たが、伊達氏は禅宗以外の諸宗と関係がなかったかといえ、決してそうではなく、すでに第七代行宗には天台信仰の傾向がみられ（世次考一の三五頁）、尚宗、種宗、晴宗の三代も高野山観音院と交渉を有している（例えば三二一八号、年欠・七・三、尚宗書状写等）。即ち、その書状には「不動一幅給之候、欣然無極候」（三二二三号、年欠・二・二、種宗書状写）とか、「仍摩利支天并甲一刎給之候、快然至候」（三二二八号、年欠・五・十、種宗書状写）とか、又「殊更御守護摩利支天并沈香拝領、一段歡喜無極候」（三二四七号、年欠・五・二十四、晴宗書状写）などと記されているように、高野山から不動明王や摩利支天の像が贈られている。塵芥集起請文の起請神祇にも、梵天、帝釈、四大天王、摩利支尊天等が現れているから、伊達氏の仏教信仰には多分に密教的色彩が認められ、その帰依せる禅宗も、前述の如く兼密禅的性格を有するものであったのである。

- (1) 鈴木泰山『禅宗の地方発展』一六三頁以下
 (2) 同右二三一頁

- (3) 総成敗に關しては、拙稿「塵芥集の成立と伊達家天文の乱」『法学論叢』第八〇卷第二号参照。
 (4) 吉田東伍『大日本地名辞書』四三七五頁
 (5) 同右三九三九頁

三 伊達氏社寺法の特質

それでは伊達氏と特別な關係を有さない、領国内の一般的社寺については如何であろうか。戦国時代、伊達氏によって課役免除、寺領寄進をうけた社寺には、前述のものを除いて、海善坊（法華宗）、靈山寺（天台宗）、定禪院（真言宗）、竜島院（曹洞宗）、陽林寺（曹洞宗）、陽善寺（不明）、細野坊（不明）、竹駒神社等が数えられるが、これらの社寺の当時に於ける政治的な動向は史料から殆どこれを窺うことが出来ない。晴宗公采地下賜録二冊に所領被給与者として名を連ねている地頭の数は総計して約三百人程存するが、この中、社寺關係として明確に現れているものは、光明、東光、輪王、資福の前記四箇寺の外、松童寺、長多ひ軒、養雲寺、しやうく^正ハう寺、宗忍（実濟庵）、文甫（やうせん寺）、熊野別当、桐原熊野先立等^通であり、その他、りやうかく、別当、公当、てんあみの如き社寺關係者かどうか、やや不明確なものを入れても、すべて十五、六に過ぎない。この中で、社寺領の守護不入を認められているのは、僅か資福、東光の二箇寺のみであって、しかも右の二箇寺は、前述の如く伊達氏と特殊な關係に立つ寺院であった。采地下賜録は全三冊の中、一冊を欠くから明確な結論を出すことは出来ないが、以上の事実から、伊達領に於ける社寺勢力は伊達氏に対抗出来る処か、有力な地頭層にも匹敵するものは殆ど存在しなかったといつてよいであろう。采地下賜録に於いて、中小社寺の所領が他の地頭に数多く宛行われているのも、右の事実を証するものである。このように有力な社寺が伊達領に存在しないのは、社寺勢力の牙城たる畿内から当地方が遠く離れているという地理的な

関係によるものと思われる。又、伊達領には禪、法華、真言、天台、修験の諸宗が存したが、他国に於いて猛威を振った一向宗は殆ど勢力を有さなかった。これは一向宗の有力な基盤となる一般農民層の成長が奥羽では一歩遅れていた為、門徒としてそれを組織化することが出来なかったからであろう。一向宗に代って、当国では中小領主武士層を基盤とせる曹洞宗の勢力がむしろ強かったといえるのである。

ここにもう一度、中世伊達氏の信仰を巨視的に回顧して、それを要約するならば、次の通りである。即ち、ここには熊野信仰や密教的色彩も濃厚であるが、やはりその信仰の中核をなすものに八幡信仰と禪宗への帰崇とが存した。八幡信仰は伊達氏が常陸中村から奥州伊達郡に移住した文治五年の当初から徳川末期まで約七百年間持ち続けた、いわば氏神的信仰であり、領国内の有力な八幡社は殆ど伊達氏によって勧請、創建、修造され、伊達氏がその居城を遷す度毎に、それに伴って転々と遷宮された。次に禪宗との関係は、第四代政依が京都五山を模して領内に五箇の菩提寺を建立して以来認められ、正応頃すでに東福寺派の臨濟禪を受容したが、それは当時の奥羽地方にあっては稀有なる事象であって、ここに伊達氏の畿内文化摂取への積極的な意欲の一端を窺うことが出来る。更に室町時代に入ると、臨濟禪に代って越後杜沢の耕雲寺流曹洞禪の一派が当地方に進出し、伊達氏と深く結合するに至った。しかし、その関係寺院も伊達氏の菩提寺が主たるものであり、伊達氏はその一族を住持に任命してこれを庇護したから、伊達領に於ける禪宗寺院は伊達氏と対立する処か、むしろその藩屏として、同氏の為に政治的、外交的、文化的役割を果す存在と化した。伊達領には禪宗の外、他宗の寺院も認められるが、それは微々たるものであって、他国に勢力を有した一向宗は全く影を潜め、伊達氏や有力地頭層に比肩する大領主的な社寺勢力は殆ど存在しなかった。

右にみる如き伊達領に於ける社寺の状態からするならば、伊達氏の家法中に占める社寺法の地位やその性格も自ら明瞭であろう。伊達氏の家法、塵芥集に於いては、第一条から第七条までの計七箇条に神社の規定が、又、第八条か

ら第十五条までと第十九条、第二二条との計十箇条に寺院の規定が認められる。その条文数は全条文の約一割を占め、他の分国法に比して、決して少ないものではない。伊達氏の社寺法の特質としては、先ず第一に敬神崇仏の思想が強いということである。法典の冒頭に社寺の規定を置いたのは、もとより貞永式目の影響であろうが、それは決して単なる式目の模倣ではなく、伊達氏の領国統治の精神的基盤が前述の如き神仏の信仰にあったことによるものである。

「一 じんじやの事、さいれるの事ハ、年のゆたかなるにも、あしき年にも、ましおとりなく、かれるにまかせ、これをつとむへし。」という塵芥集第一条は、「一 可修理神社専祭祀事、右神者依人之敬増威、人者依神之徳添運、然則恒例之祭祀不致陵夷、如在之礼莫勿令怠慢」という貞永式目の第一条に拠ったものであろうが、そこには生硬な式目の擬漢文体の文章が当時の奥州人にも理解出来るように消化、翻案されていると共に、神祇に対する伊達氏の敬虔な態度が極めて卒直に表現されている。又、奠供を食する神職の改易を定めた第二条、祭祀に際して、その頭役、衆徒中、神主、禰宜等の代役を禁止せる第七条も、すべて祭祀を重視せる伊達氏の信仰態度を示すものである。更に神社造営に関する詳細な規定（第三条）や神領の年貢抑留（第四条）、神木の伐採（第五条）、神領の売買・押領（第六条）等に関する禁止規定は何れも神社の経済的基礎を保護せる立法である。なお、右の諸規定は第八条によって、寺院の修理、仏事にも適用された。

しかし、伊達氏の社寺法を仔細に読むならば、伊達氏は神社よりも寺院の方に一層の注意力を払い、神社に対しては統制するというよりもむしろ保護しようとする傾向が強いが、寺院に対しては逆に保護するというよりもむしろ統制しようとする傾向が濃厚であって、その領主化の抑制に努めているようである。これが伊達氏社寺法の第二の特質である。即ち、寺院の住持職の相続は師匠に一任するとしながらも、相論が起った場合、伊達氏がこれを決裁し（第九条）、住持職の相続未定のまま師匠が早世した場合も、「かつハその人のきりやう（器也）により、かつうハしゆ（守也）このはから

いたるへき也。」として守護の権力が干渉している(第一〇条)。住持と檀那との寺領に関する相論についても、伊達氏が裁判権を有した(第一四条)。その他、出家帯刀の禁止(第二三条)によって寺院の武力化を防止し、犯罪人の庇護の禁止(第一九条)によって、その守護不入を棄破している。更に出家の還俗・転宗(第一一条)、女人禁制(第二二条)、住持の寺領処分(第一五条)、出家の謗言の禁止(第二二条)等、寺僧の公私の生活にわたって微細な遵守事項を規定している。右に列挙した諸規定の個々の内容は他の分国法に於いても、それに類似せるものが屢々認められ、それは必ずしも伊達氏にのみ見られる特殊的规定ではないが、当時の伊達領国に於いては、相対的に守護伊達氏に対する領内地頭層の勢力が強かったことを考えれば、社寺に対して伊達氏の支配権力が強く滲透していることは特筆に値しよう。(例えば、一般地頭層の知行地の売買は守護によって許されているのに対して、社寺領の売買は第六条、第一五条によって禁止されている。)伊達氏社寺法の第三の特質としては、他国法に屢々みられる宗論禁止の条文(大内第一七四条、今川第二八条、武田第一八条)⁽¹⁾、一向宗禁制の条文(相良第三五・三六・三七条)及び財産刑の一種である社寺修理を定めた条文(大内第八六条、今川追加第一四条、結城第九五条、六角第六三条、三好第三・七条)が、共に伊達氏の家法に存在しないことである。かかる条文の存在しない理由も、すでに前述した処から明白であろう。

(1) 条文番号は佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集^{第三卷} 武家家法I』による。

(2) 「一 さかゝひ人を(謗言)はうこんする事、時宜によるへし。ねうはう、しゆつけ、とうせん。」という塵芥集第二二条は酒酔、女房と共に、出家の謗言をも「時宜」により、その罪を問うことがあったことを示している。この出家の「謗言」は、或いは宗論を意味するものかも知れないが、今は通常の意義に解しておく。しかし、たとえ出家の「謗言」が宗論の意味に解し得るとしても、「時宜によるへし」という規定の解釈は「その時々事情によって適当に処分せよ。」という程の意味であって、他国法(例えば大内氏の如き)にみられるような厳科を意味するものではないことに留意すべきであろう。